

# 一般社団法人鳥取県バスケットボール協会 競技者規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人鳥取県バスケットボール協会（以下「本協会」という）の定款第4条「遵守義務」、第7条「会員の義務」等に基づき、本協会に所属する競技者について定めることを目的とする。

## (競技者)

第2条 競技者とは、本協会の加盟チームに所属するすべての者をいう。

2 別に定める本協会加盟・登録規程により、登録されていない競技者は、本協会および加盟団体等が主催、共催または主管等行う全ての競技会等に参加することができない。ただし、本協会および加盟団体等が認める特別の事情のある場合は、この限りではない。

## (競技者の義務)

第3条 競技者は、本協会が承認した「行動規範」「倫理ガイドライン」「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」に基づき、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。

2 競技者は、本協会が編成する代表チームの選手及び候補選手に選抜された場合、代表チームの活動へ参加しなければならない。やむを得ず、参加を辞退する場合は、競技者及びその所属チーム責任者は、辞退を正当とする理由を明記した証明書類を付して辞退届を提出し、本協会の許可を得なければならない。

3 競技者は、本協会が主催、共催または主管等行う全ての競技会及び事業を優先しなければならない。参加を辞退する場合は、競技者およびその所属チーム責任者は、辞退を正当とする理由を明記した証明書類を付して辞退届を提出し、本協会の許可を得なければならない。

## (懲罰)

第4条 本協会は、競技者が次の各号の1つに該当する場合は、審査の上、懲罰を科すことができる。

(1) 本規程の定め違反した場合

(2) バスケットボール競技においていわゆる八百長行為を行った場合

(3) バスケットボール競技においてプレイクリーンに反する行為や暴力行為をした場合

(4) バスケットボール競技において怠慢行為をした場合

(5) 犯罪行為その他社会的非難を受ける行為をした場合

(6) 本協会および加盟団体等の名誉または信用を毀損する行為をした場合

(7) 反社会的勢力との不適切な関係があった場合

(8) SNS等により本協会および加盟団体、また個人への誹謗中傷をした場合

(9) その他前各号に準ずる行為をした場合

2 懲罰は、その行為の程度により、除名、出場資格の停止、戒告、訓戒、その他をもって行う。

3 懲罰の審査は、裁定委員会を設置して行う。

4 懲罰の審査結果は、理事会に報告し、承認を得るものとする。

## (その他)

第5条 その他の必要事項については、(公財)日本バスケットボール協会基本規程「第4章選手」、「第5章登録及び移籍」、「第10章懲罰」に準ずる。

2 本規程に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合は、裁定委員会で審議する。

## (附則)

本規程は、平成26年2月11日より施行する。

平成28年4月23日改正平成28年4月1日施行

一般社団法人移行に伴う変更、第4条7号8号追加および第4条第3項・第5条第2項裁定委員会へ変更